

総務委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

（ 1 ） 行政財産の目的外使用許可等に係
る光熱水費等の調査結果について

資料 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査結果について

令和 3 年 2 月 1 0 日
財 政 局

行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査結果について

1 調査期間

令和2年12月25日～令和3年1月15日

2 調査対象

一般会計及び特別会計において、令和2年12月1日時点で使用許可、貸付及び使用承認（以下「使用許可等」という。）を行っているもの

※「使用許可」とは、地方自治法の規定に基づき、行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において本市以外の者に使用させるため、相手方からの申請を受けて許可を行うもの

【主な内容】土地に設置する電柱や管路（全体の35％程度）

「貸付」とは、地方自治法の規定に基づき、行政財産及び普通財産を本市以外の者に使用させるため、私法上の契約を締結するもの

【主な内容】建物内及び土地に設置する自動販売機（全体の25％程度）

「使用承認」とは、財産を所管する部局が他の部局に使用させるため、申請を受けて承認を行う市の内部における手続

【主な内容】土地に設置する上下水道局所管の水道管、下水管など（全体の90％程度）

3 調査内容

使用許可等1件ごとに、光熱水費等の有無、算定方法及び徴収状況などについて確認を行った。

4 調査結果

(件)

種別		使用 許可	貸付	使用 承認	合計
合計件数【下記 1 + 2】		1,201	832	287	2,320
内 訳					
1 公有財産の附帯設備等を使用していないもの（光熱水費等がかからないもの）		1,039	532	268	1,839
2 公有財産の附帯設備等を使用しているもの（光熱水費等がかかるもの）【a + b】		162	300	19	481
a	光熱水費等を徴収しているもの	98	199	11	308
	適切な光熱水費等を徴収しているもの	97	199	11	307
①	光熱水費等の算定に疑義が生じているもの	1	0	0	1
b	光熱水費等を徴収していないもの	64	101	8	173
	使用者等が附帯設備事業者に直接光熱水費等を支払っているもの	25	97	1	123
	使用者等から適切な事由により光熱水費等を徴収しておらず、許可書等にも不備がないもの	0	1	3	4
②	許可書等において光熱水費等の負担を条件として表示しているが、徴収しないことに適切な事由があると考えられることから、使用者等から光熱水費等を徴収していないもの	20	0	4	24
③	同上（教育財産）	11	0	0	11
④	使用者等から光熱水費等を徴収すべきものであるが徴収していないもの	8	3	0	11

5 事例及び今後の対応

① 光熱水費等の算定に疑義が生じているもの（1件）

No	使用許可等の内容	対象となる光熱水費等	光熱水費等の算定に疑義が生じている理由	使用許可等の始期	所管部署
1	多摩区役所内の一室の一般社団法人への使用許可	水道料金 給湯料金	消費量を計測するために設置している子メーターの法定有効期限が経過していたため	令和2年2月1日	多摩区役所 まちづくり推進部

【対応】

子メーターの交換については事業者に見積依頼を行っており、早急に是正措置を行います。併せて、子メーターの法定有効期限経過後の使用量・請求金額について適正であったかどうかの検証を早急に行います。

【原因及び再発防止策】

事務引継ぎ不足により、子メーターの有効期限を確認しなければならないという認識が欠如してしまったことが原因であるため、所管部署に必要な知識が継続されるよう研修を充実させるとともに、適正な手続を行うよう通知を発出し、職員への周知徹底を図ります。

② 許可書等において光熱水費等の負担を条件として表示しているが、徴収しないことに適切な事由があると考えられることから、使用者等から光熱水費等を徴収していないもの（合計２４件）

№	使用許可等の内容	対象となる 光熱水費等	光熱水費等を徴 収していない事 由	使用許可等の始期	所管部署
1	第２庁舎に公衆電話機を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	電気料金	来庁者の利便性、災害時利用などの公益性が高いため	平成５年１０月１日	総務企画局 総務部
2	第３庁舎に公衆電話機を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	同上	同上	平成５年１０月１日	同上
3 4	中原区役所に公衆電話機及び公衆電話室を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可【２件】	同上	同上	平成２年５月１日	中原区役所 まちづくり推進部
5	高津区役所に公衆電話室を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	同上	同上	平成５年１月２５日	高津区役所 まちづくり推進部
6 7	宮前区役所に公衆電話機及び公衆電話室を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可【２件】	同上	同上	昭和５７年７月１日	宮前区役所 まちづくり推進部

№	使用許可等の内容	対象となる 光熱水費等	光熱水費等を徴 収していない事 由	使用許可等の始期	所管部署
8	多摩区役所に公衆 電話機を設置する ための、施設の一 部の民間事業者へ の使用許可	電気料金	来 庁 者 の 利 便 性、災害時利用 などの公益性が 高いため	平成9年1月20日	多摩区役所 まちづくり推進部
9	麻生区役所に公衆 電話室を設置する ための、施設の一 部の民間事業者へ の使用許可	同上	同上	昭和59年4月1日	麻生区役所 まちづくり推進部
10	川崎競輪場に公衆 電話機を設置する ための、施設の一 部の民間事業者へ の使用許可	同上	来場者へのサー ビス提供、災害 時利用などの公 益性が高いため	昭和52年4月1日	経済労働局 公営事業部
11	中央卸売市場北部 市場に公衆電話機 を設置するため の、施設の一部の 民間事業者への使 用許可	同上	同上	昭和57年4月1日	経済労働局 中央卸売市場
12	計量検査所内の一 室の関係団体への 使用許可	同上	市と連携し、計 量行政に資する 公的な役割を果 たしており、公 益性が高いため	平成10年5月1日	経済労働局 産業振興部
13	大島老人いこいの 家の一室の公益財 団法人への使用許 可	電気料金 ガス料金 水道料金	高齢者の介護予 防・相互支援・社 会奉仕活動等に 資する事業を実 施しており、公 益性が高いため	昭和59年10月10日	健康福祉局 長寿社会部

№	使用許可等の内容	対象となる 光熱水費等	光熱水費等を徴 収していない事 由	使用許可等の始期	所管部署
14	南部身体障害者福祉会館の一室の公益財団法人への使用許可	同上	障害福祉に寄与する事業を実施しており、公益性が高いため	昭和 59 年 5 月 1 日	健康福祉局 障害保健福祉部
15	地域福祉施設ちどりの一室の社会福祉法人への使用許可	電気料金 電話料金 通信料金 ガス料金 水道料金	当該事務室の大部分は施設利用者（地域住民）によって使用されており、公益性が高いため	平成 23 年 4 月 1 日	健康福祉局 障害保健福祉部
16	地域福祉施設ちどりの一室の特定非営利活動法人への使用許可	電気料金 ガス料金 水道料金	障害福祉の増進と地域福祉の発展・向上を目的とする事業を実施しており、公益性が高いため	平成 27 年 4 月 1 日	同上
17	看護短期大学に複写機を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	電気料金	収益性はなく、学生の利便性のために設置しているものであり、公益性が高いため	平成 23 年 11 月 1 日	健康福祉局 看護短期大学
18 ～ 20	川崎港コンテナターミナル出入管理情報システムを設置するための、コンテナ関連施設用地の一部の国土交通省への使用許可 【3件】	同上	当該システムは港湾法に基づいて国が設置し、承認を受けて市が使用するものであり、市が電気料金を負担する旨規約で定められているため	平成 24 年 11 月 12 日	港湾局 川崎港管理センター

№	使用許可等の内容	対象となる 光熱水費等	光熱水費等を徴 収していない事 由	使用許可等の始期	所管部署
21	第 3 庁舎に災害対策用給水装置格納庫を設置するための、施設の一部の上下水道局への使用承認	同上	災害発生時に迅速に給水を行うために設置している設備であり、公益性が高いため	平成 31 年 4 月 1 日	総務企画局 総務部
22	川崎競輪場に防災行政無線を設置するための、施設の一部の総務企画局への使用承認	電気料金	災害情報等、緊急性の高い情報を速やかに把握するための設備であり、公益性が高いため	平成 9 年 4 月 1 日	経済労働局 公営事業部
23	地方卸売市場南部市場に防災行政無線を設置するための、施設の一部の総務企画局への使用承認	同上	同上	昭和 60 年 4 月 1 日	経済労働局 中央卸売市場
24	中央卸売市場北部市場に防災行政無線を設置するための、施設の一部の総務企画局への使用承認	同上	同上	昭和 61 年 5 月 12 日	同上

【対応】

徴収しないことに適切な事由があると考えられることから、これまでの光熱水費等の取扱いについては関係各課と協議の上、適切に対応してまいります。

【原因及び再発防止策】

誤った許可条件を付した許可書を交付したものであるため、適正な書類作成に係る知識等の欠如が原因と考えられることから、所管部署に必要な知識が継続されるよう研修を充実させるとともに、適正な手続を行うよう通知を発出し、職員への周知徹底を図ります。併せて許可書の様式改正を行うなど、再発防止に努めてまいります。

③ 許可書等において光熱水費等の負担を条件として表示しているが、徴収しないことに適切な事由があると考えられることから、使用者等から光熱水費等を徴収していないもの（教育財産）（合計 11 件）

№	使用許可等の内容	対象となる光熱水費等	光熱水費等を徴収していない事由	使用許可等の始期	所管部署
1	川崎総合科学高等学校に食堂を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	電気料金 水道料金	高等学校生徒に低廉な価格で食事等を提供することを目的としており、公益性が高いため	平成 27 年 1 月 5 日	教育委員会事務局 教育環境整備推進室
2	幸高等学校に食堂を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	同上	同上	平成 18 年 4 月 1 日	同上
3	橘高等学校に食堂を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	同上	同上	平成 13 年 1 月 9 日	同上
4	高津高等学校に食堂を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	同上	同上	平成 27 年 1 月 5 日	同上
5	幸市民館・図書館に公衆電話機を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	電気料金	来館者の利便性、災害時利用などの公益性が高いため	昭和 53 年 2 月 1 日	幸区役所 まちづくり推進部
6	高津図書館に公衆電話機を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	同上	同上	昭和 63 年 4 月 1 日	教育委員会事務局 生涯学習部

№	使用許可等の内容	対象となる光熱水費等	光熱水費等を徴収していない事由	使用許可等の始期	所管部署
7	多摩市民館に公衆電話機を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	電気料金	来館者の利便性、災害時利用などの公益性が高いため	平成9年1月20日	多摩区役所 まちづくり推進部
8	麻生市民館・図書館に公衆電話機を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	同上	同上	昭和62年1月1日	麻生区役所 まちづくり推進部
9	岡上分館に公衆電話機を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	同上	同上	昭和53年5月1日	同上
10	中原図書館に無線LAN機器を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	同上	同上	平成18年5月1日	教育委員会事務局 生涯学習部
11	宮前市民館・図書館に来館者コミュニティスペースを設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	電気料金 水道料金	利用者サービスを向上する目的であり、公益性が高いため	平成30年4月1日	宮前区役所 まちづくり推進部

【対応】

徴収しないことに適切な事由があると考えられることから、これまでの光熱水費等の取扱いについては関係各課と協議の上、適切に対応してまいります。

【原因及び再発防止策】

誤った許可条件を付した許可書を交付したものであるため、適正な書類作成に係る知識等の欠如が原因と考えられることから、所管部署に必要な知識が継続されるよう研修を充実させるとともに、適正な手続を行うよう通知を発出し、職員への周

知徹底を図ります。また、教育財産の規則改正や許可書の様式改正を行うなど、再発防止に努めてまいります。

④ 利用者等から光熱水費等を徴収すべきものであるが徴収していないもの
(合計 11 件)

№	使用許可等の内容	未徴収の光熱水費等	使用許可等の始期	所管部署
1	宮前区役所に食堂を設置するための、施設の一室の川崎市職員厚生会への使用許可	電話料金	昭和 57 年 4 月 1 日	宮前区役所 まちづくり推進部
2	多摩区役所に食堂を設置するための、施設の一室の川崎市職員厚生会への使用許可	同上	平成 9 年 1 月 20 日	多摩区役所 まちづくり推進部
3	麻生区役所に食堂を設置するための、施設の一室の川崎市職員厚生会への使用許可	同上	昭和 57 年 2 月 1 日	麻生区役所 まちづくり推進部
4 5	変電所として使用するための、北部市場の敷地の一部の民間事業者への使用許可【2 件】	水道料金	昭和 55 年 11 月 15 日 昭和 56 年 5 月 1 日 (同一事業者に許可)	経済労働局 中央卸売市場
6	多摩医薬品備蓄センター（薬事センター）の一室の一般社団法人への使用許可	ガス料金 水道料金	平成 9 年 4 月 1 日	健康福祉局 保健医療政策室
7	宮前区役所に複写機を設置するための、施設の一部の民間事業者への使用許可	電気料金	平成 26 年 4 月 1 日	宮前区役所 まちづくり推進部
8	田島支援学校に喫茶室・調理実習室を設置するための、施設の一部の社会福祉法人への使用許可	電気料金 ガス料金 水道料金	平成 26 年 4 月 1 日	教育委員会事務局 学校教育部

Nº	使用許可等の内容	未徴収の光熱水費等	使用許可等の始期	所管部署
9	ガラス温室を設置するための、北部市場の敷地の一部の民間事業者への貸付	水道料金	平成 23 年 2 月 2 日	経済労働局 中央卸売市場
10 11	中原区役所及び中原区役所別館に広告付き表示板を設置するための、施設の一部の民間事業者への貸付【2 件】	電気料金	平成 30 年 8 月 1 日	中原区役所 まちづくり推進部

【対応】

未徴収分の光熱水費等について使用者等と調整を行い、順次徴収してまいります。

【原因及び再発防止策】

使用許可等の手続に係る光熱水費等への認識の欠如が原因であると考えられるため、所管部署に必要な知識が継続されるよう研修を充実させるとともに、適正な手続を行うよう通知を発出し、職員への周知徹底を図ります。